

監査第 47 号

平成24年8月17日

四日市市長 田 中 俊 行 様

四日市市監査委員	伊 藤 晃
同	廣 田 正 文
同	中 川 雅 晶
同	川 村 高 司

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、算定された平成23年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成 2 3 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 2 4 年 7 月 2 6 日から平成 2 4 年 8 月 1 5 日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から審査に付された平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

（ 1 ）総括

審査に付された平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

会 計 名	平 成 2 2 年 度	平 成 2 3 年 度	経営健全化 基 準
水道事業			20.0
市立四日市病院事業			
下水道事業			
食肉センター食肉市場特別会計			
農業集落排水事業特別会計			

（注）1 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「 - 」で表示される。

2 経営健全化基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各会計の比率について

資金不足比率について

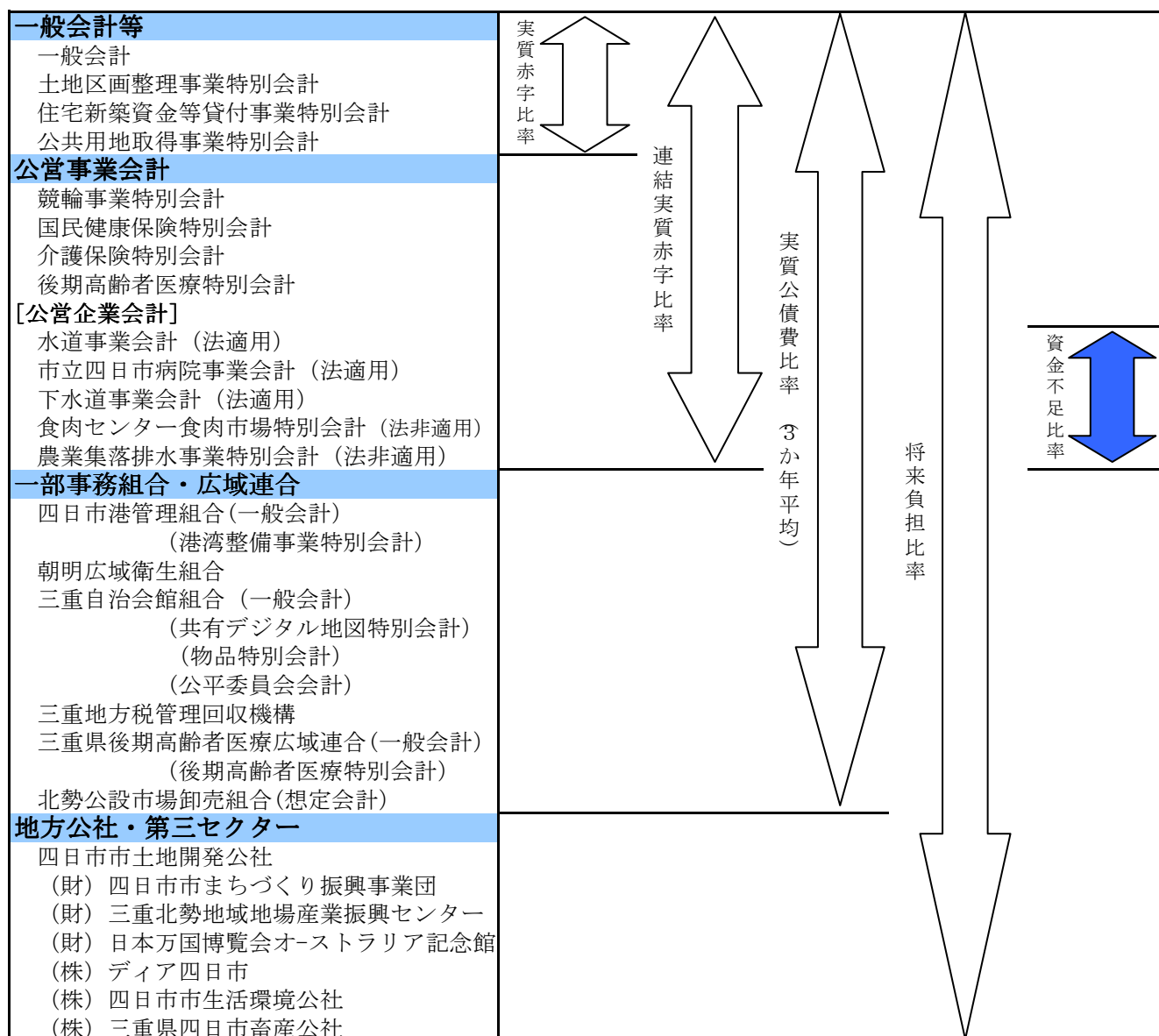
資金不足額は、各会計とも前年度に引き続き発生していない。

(3) 意 見

平成 23 年度の資金不足比率は、各会計とも資金剰余の状況であり、経営健全化基準内にあるが、公営企業会計の 3 会計とも決算において黒字を計上したものの、病院事業会計では 22 億円を超える累積欠損金を抱えるとともに、公営企業会計の 3 会計ともに将来の負担となる多額の企業債残高を有している。

今後も引き続き、収益の確保と経費の削減に努め、公営企業として経営改善に向けた取組みを徹底されたい。

経営健全化判断比率等の対象となる会計



は、資金不足比率の対象となる会計の範囲を示している。

健全化判断比率等の算定式

対象：経営健全化審査

◆ **資金不足比率**

【定義】 公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

健全化判断比率等の算定式

対象:経営健全化審査

◆資金不足比率

【定義】 公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$